

「懲戒権に関する照会事項について」（アメリカ）

2020 年 1 月 10 日
横浜国立大学 常岡史子

第 1 民事上の制度

1 親権に関する規定について

(1) アメリカにおける親権の概念

アメリカにおける親権に関する法制度は、1968 年に統一州法委員全国会議 (The National Conference of Commissioners on Uniform State Laws. 現 Uniform Law Commission) によって「子の監護の管轄に関する統一法 (The Uniform Child Custody Jurisdiction Act)」が採択され、1979 年にカリフォルニアが州法で共同監護 (joint custody) の定義づけ及び共同監護とすべき基準を提示するなど、20 世紀後半以降、離婚後の父母の共同監護や婚外子の監護等父母間での**監護権 (custody)**¹の帰属の問題を中心に各州で立法化が進められてきた。統一法典である上述の「子の監護の管轄に関する統一法」は、さらに 1997 年に「子の監護の管轄及び執行に関する統一法 (The Uniform Child Custody Jurisdiction and Enforcement Act)」として改定され、2011 年の時点でマサチューセッツを除く全州で施行されている（なお、マサチューセッツ州も 2019 年に同法の導入を決定している）²。

それに対して、親の子に対する権利としての**親権 (parental rights)**については、アメリカでは従来から連邦の判例法が大きな役割を果たしてきた。すなわち、連邦最高裁判所 (Supreme Court of the United States) 及び下級審である連邦裁判所 (federal courts) によって、子の世話 (care)、監護 (custody) 及び監督 (control) は連邦憲法上の親の権利であると認められており、これがアメリカにおける親権概念の基礎となっている。

連邦最高裁判所の判例の嚆矢は、①**子に教育を受けさせる権利**に関する Meyer v. Nebraska, 262 U.S. 390 (1923) である。これは私立学校で教師が生徒にドイツ語を教える自由及び親が子にそのような教育を受けさせるよう学校に委託する自由に関する事案であるが、連邦最高裁判所は、外国語教育を禁じるネブラスカ州法はいずれの自由も許しがたく侵害するものであるとの判断を下した。また、同判決は、このような親の自由は、「婚姻する権利、家庭を築く権利、子を育てる権利 (the right to marry, establish a home, and bring

¹ アメリカ法における custody は通常、監護権と訳されるが、その内容は身上監護 (physical custody) と法的監護 (legal custody) の両方を含む概念である。法的監護は、教育、養育、医療、宗教等について子のために決定をする権限を内容とする。

<https://amview.japan.usembassy.gov/en/children-and-divorce/>

² 各州の採択・施行状況は統一法委員会 (Uniform Law Commission) のホームページに掲載されている。 <https://www.uniformlaws.org/committees/community-home?CommunityKey=4cc1b0be-d6c5-4bc2-b157-16b0baf2c56d>, as of January 10th, 2020 (hereinafter the same shall apply).

up children)」とともに合衆国憲法修正第 14 条のデュー・プロセス条項によって保護される権利であるとも説示している。

さらに、連邦最高裁判所は、*Pierce v. Soc’y of Sisters*, 268 U.S. 510 (1925) でも、*Meyer* 判決を引用して、子どもを公立学校に通わせることを義務づけるオレゴン州法を憲法違反とした。そのような州法は、親がその子どもを私立学校や宗教系の学校に通わせることについての選択の権利を侵害するものであり、州法の権限に委ねられているいかなる目的との合理的な関連性を欠くというのがその理由である。

また、より広く、②親が子どもに関する決定をすること自体が、憲法上保障された親の権利であることも連邦憲法裁判所によって認められている（**子に関する決定をなす権利**）。すなわち、*Wisconsin v. Yoder*, 406 U.S. 205 (1972) で、連邦最高裁判所は、義務教育に関するウィスコンシン州法をアーミッシュの人々に適用するのは合衆国憲法修正第 1 条の宗教の自由の権利を侵害し、憲法違反であると判示した。これは、ウィスコンシン州法が、第 8 学年（アメリカでは一般に第 12 学年（**grade12**）までが義務教育期間）を修了した子に公立又は私立の高等学校への入学を義務づけることは、アーミッシュの父親が 15 歳の子につき自宅でアーミッシュ方式の教育を遂行させるため学校を退学させる権利を侵害しているとした判例である。

(2) 子の福祉と親の権利

一方、子の養育の面では、*Prince v. Massachusetts*, 321 U.S. 158 (1944) において、親が子どもの福祉を深刻な危険に晒すような行為をしたときは、州は親を告訴できることが、連邦最高裁判所によって認められている。これは、未成年者に路上で新聞や雑誌を売る行為をさせることを禁じたマサチューセッツの未成年者労働法に違反して、路上での宗教的な宣伝活動とパンフレットの販売を子どもにさせていた母親が訴えられた事件である。連邦最高裁判所は判決の中で、まず、**子の監護 (custody)、世話 (care) 及び養育 (nurture)** は**第一にその親に属する**ものであり、これらに関する親の機能と自由は、国家が与えることも妨げることもできないものを含むとの見解を示す。ただし、このように、国家が介入することのできない家族生活の私的領域があることを認めた上で、同裁判所は、年少者の福祉に関する一般的利益 (**general interest**) を守るため、国家は**パレンス・パトリエ (parens patriae)** として、学校教育の義務づけや児童労働の禁止ないし制約を通じ、親の子に対するコントロールを制限することができると判示した。

ただし、原則としては、親も子も各自、**国が家族に強制的に介入することを阻止する権利**を持つことが認められている (*Duchesne v. Sugarman*, 566 F.2d 817, 825, 2d Cir. (1977))。この *Duchesne* 判決において、第二巡回裁判所は、子は、その親との日常的な交流による親密性によってもたらされる情緒的な愛着から引き離されることを回避する権利を有すると述べている。また、連邦最高裁判所も、*Stanley v. Illinois*, 405 U.S. 645 (1972) において、婚外子の母の死亡により、父の不適格性を何ら証することなく婚外子の父から子の世話及

び監護を奪うことを規定したイリノイの児童虐待に関する州法（dependency statute）を、憲法違反と判示している。

なお、医療については、子どもにどのような治療を受けさせるかに関する親の決定権はしばしば制限を受ける。子どもの生命にかかわる場合には、親が治療を拒否していたとしても、各州の裁判所は多くの場合、子の生命を救うために必要な治療を命じている³。それに対して、子の生命にかかわらない場合には、裁判所は、子どもの医療に関する親の決定に介入し、その拒絶を覆すことには謙抑的である⁴。

この問題は主に、子に必要な治療を受けさせないことが親によるネグレクトに当たるかという観点から議論されている⁵。そこでは、親が子の治療を拒否することが「子の最善の利益」であるかが公式に審査されるべきであるとの考え方（formal test）が優勢であり⁶、子の病状の深刻性、医師による医学的な評価、治療の危険性、子自身が表明している希望等を衡量するとされる。たとえば、*Newmark v. Williams*, 588 A.2d 1108 (1991 Del) は、3歳の子について治療の成功の見込みが 40%にとどまり、両親がその宗教上の信仰から子の治療を拒否した事案について、ネグレクトに当たらないと判断した。

医療に関する決定権につき、近年、諸州は、一定の場合に子どもの治療に関する親の権利に政府が介入することが、子とともに公の利益のために必要であるとの姿勢を強めている。たとえば、カリフォルニアは麻疹の流行に端を発し、子どもの伝染病に対処するため、2015年に SB277 法を制定した⁷。そこでは、宗教上のものを含め個人の信条に基づく子どもの予防接種の免除は認められていない（これは、子どもに関して情報提供を受けた上で予防接種を受けさせるか否かを決定する権利を親から奪うことを意味する）。現在他州でも、同様の法案が継続的に審議されている。

（3）子の財産の管理権

親の権利が子の財産の管理にも及ぶかについては、判例でも州法でもあまり論じられていない。英米法においても、これを否定するには及ばないと一般に考えられているが、親が

³ *State v. Perricone*, 37 N.J. 463, 181 A.2d 751 (1962); *Guardianship of Phillip F.*, 139 Cal. App.3d 407, 188 Cal. Rptr. 781 (1983) etc.

⁴ *In re Seiferth*, 309 N.Y.80, 127 N.E.2d 820 (1955) etc.

⁵ *In re Hamilton*, 657 S.W.2d 425, 429 (Tenn.Ct.App. 1983); *In re Willmann*, 24 Ohio App.3d 191, 199, 493 N.E.2d 1380, 1389 (1986).

⁶ *Custody Of A Minor*, 375 Mass. 733, 379 N.E.2d 1053 (1978); *In re Ted B.*, 189 Cal.App.3d 996, 235 Cal.Rptr. 22 (1987).

⁷ https://leginfo.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=201520160SB277

子の財産を管理する場合、通常は**信託**と捉えられることになる⁸。したがって、その場合、親は受託者として信託義務（fiduciary duty）等を負う。

（4）親の権利に関する連邦最高裁判所の現在の立場

前述のように、連邦最高裁判所は長らく、**親は子どもの養育や教育について指示し決定する権利を有する**という立場を取ってきた。これは、不適格であることが証明されない限り、親は子どものための最良の監護者（caretaker）であるとの推定に基づいている。この推定により、親は自分たちが良いと考えるように子どもを育てる**憲法上の基本的権利**を持つという原理が、連邦最高裁判所によって支持されてきた。

しかし、2000 年に出された *Troxel v. Granville* 530 U.S. 57（2000）において、このような原理は絶対的でないことが示されるに至っている。同判決は、①父母以外の第三者であっても、子どもとの面会交流を求めていつでも州裁判所に申立てをすることができる、そして、②面会交流が子の最善の利益（best interest）に適う場合には、州裁判所は誰のためであっても面会交流権に関する命令を出すことができると規定するワシントン州法に基づき、死亡した息子の子どもたちとの面会交流権を求めて祖父母が裁判所に申立てをした事案である。州の第一審裁判所は、子どもたちの母親の希望よりも多い頻度で祖父母に面会交流を認める決定をしたが、州の控訴裁判及び最高裁判所は、当該規定は、合衆国憲法のもとで基本権として守られている親が子どもを育てる権利を侵害するとして、祖父母の申立てを斥けた。そして、連邦最高裁判所も、**子どもの世話、監護及び監督に関する決定を行うという親の基本権（fundamental right）は合衆国憲法修正第 14 条のデュー・プロセス条項によって保護される権利**であり、当該ワシントン州法は憲法に違反すると判示した。

ただし、*Troxel* 事件における連邦最高裁判所の多数意見は上記のようなものであったものの、個々には、親の子に対する権利（親権）は他の基本権と同様、高度の水準で法的保護を受けるとするもの（Justice Thomas）から、親には憲法上保障される権利というものはないとするもの（Justice Scalia）まで、連邦最高裁判事の見解は分かれていた。また、連邦最高裁判所の判断自体も、当該事件では母親が親として不適格であるとの主張を祖父母がしておらず、そのような事実も見られないこと、適格な親は子の最善の利益に基づいて行動するとの推定が働くこと、母親は祖父母との面会交流を全く認めないというつもりはないことという事情のもとでは、この母親とその家族に適用される限りで当該ワシントン州法は基本権を侵害し違憲であると述べていた。これにより、連邦最高裁判所は、先例によって明確に確立された親の権利を絶対的なものとするのではなく、州や裁判所が、親の権利に関する独自の規範を適用する可能性を開いたとされている。

⁸ Elizabeth Cooke, *Don't Spend It All at Once!*, In Rebeca Probert et al. (Eds), RESPONSIBLE PARENTS AND PARENTAL RESPONSIBILITY, Hart Pub Ltd, 2009, pp.209-211.

(5) 合衆国憲法の修正提案

アメリカは児童の権利条約 (Convention on the Rights of the Child) の締約国ではない。同条約を批准することによって親子関係に関する統制が州からいっそう連邦に、さらに一国家から世界に移ってしまうことを懸念する人々がいるためといった説明が時になされるが⁹、親の子に対する権利について、アメリカでは、2008 年から毎年、合衆国憲法に親権に関する修正条項を入れるべきであるとの法案 (Parental Rights Amendment) が連邦議会に提出されている。2019 年の第 116 会期に提出された法案は、次の通りである¹⁰。

「第 1 項 子どもの養育、教育及び世話を指図する親の自由は、基本権である。

第 2 項 教育について指図する親の権利は、子どものために公教育 (public education)、私立学校、宗教系学校、ホーム・スクーリング (home school) のそれぞれを選択肢として選ぶ権利、及び公立学校のうちから合理的な選択をする権利を含む。

第 3 項 連邦も州も、ある特定の者に適用される場合における政府の利害が最上位のものであり、それ以外の目的には用いられないことを証明しない限り、(親の) これらの権利を侵害してはならない。

第 4 項 本条によって保障される親の権利は、障害を理由に否定され又は縮減されてはならない。

第 5 項 本条は、生命を終わらせるという親の行為又は決定への適用に結びつけてはならない¹¹。」

この法案の各項は、前述の *Pierce v. Soc’y of Sisters* や *Wisconsin v. Yoder*、*Troxel v. Granville* を含む憲法の基本権に関するアメリカの判例法理を反映させたものである¹²。特に第 3 項は、親の権利は、子の虐待やネグレクトについての権利を含むものではないことを前提に、他の憲法上の基本権と同様の高度の法的保護に値するということを意味する。すなわち、基本権はアメリカ国民としての自由を守るために非常に重要なものであるため、連邦政府や州政府がそれを制限する場合には、その必要性に関する**最も高度な証明責任**を負う。したがって、政府は、特定の親の権利を制限する場合、そのことについての政府の具体的な利害を証明しなければならない。そして、最上位の利害があり、その利害のためにのみ適用される場合に限り、政府は親の権利を制限することができることになる。

⁹ <https://govtrackinsider.com/proposed-constitutional-amendment-would-enshrine-parental-rights-in-the-constitution-9e5304f2d8f7>

¹⁰ <https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-joint-resolution/36/text>

¹¹ 第 5 項は、この法案が妊娠中絶の是非に関係するものではないことを示す。

¹² <https://parentalrights.org/amendment/>

判例は、たとえば *Santosky v. Kramer* 455, U.S. 745 (1982) において、親権の終了を証拠の優越 (*preponderance of the evidence*) に基づいて根拠づけるニューヨーク州法を違憲と判示している (これは、係属中の訴訟手続において両親が親として不適格であることが判明した後であっても、なお親は憲法によって保護された親権を保有すると認めた初めての連邦最高裁判所判決でもある)。

2 子どもの懲戒について

連邦最高裁判所は 1977 年に、*Ingraham v. Wright*, 430 U.S. 651 (1977) において、「残虐で異常な処罰 (*cruel and unusual punishments*)」を禁じる合衆国憲法修正第 8 条は刑事罰にのみ適用されるとして、公立学校における体罰は憲法に違反しないとの判断を下した。しかし、現在では、29 の州及びワシントン DC が公立学校における体罰を禁止する法律を制定している。また、そのような州法を持たない所でも、学校における体罰は著しく減少している¹³。

それに対して、アメリカにおいて、親の子に対する体罰を禁じる連邦法は未だ置かれていない。連邦最高裁判所は子に対する体罰を親の権利 (*parental rights*) の一つと認めたことはないが、多くの州裁判所及び連邦裁判所では、躰としての体罰は子の養育の一貫として許されるもの (*the parental discipline privilege*) と捉えられている¹⁴。

各州法も、親による体罰を一切禁じるのではなく、どのような体罰が許容範囲内かについて規定を設けるという方法を採用している。大半の州では、弁えがありかつ穏当な力の行使 (*reasonable and moderate force*) であれば許されるとされている (*Alaska Penal Code §11.81.430; Michigan Penal Code § 750.136b(9); Wisconsin Statute § 939.45(5) etc.*)。州法で挙げられている許されないと推定される体罰の例は、子どもを投げる、蹴ること、火傷を負わせること、刃物で傷つけること、拳で殴ること、3 歳以下の子どもを揺さぶること、窒息させること、凶器で脅かすこと、一時的な痛みや小さな一時の傷跡といったものよりも大きな身体的な傷害を生じさせるその他のあらゆる行為等である (*D.C. Code § 16-2301 (23) (B); Delaware Criminal Code §468 (1); Revised Code of Washington §9A.16.100*)。

3 子どもの虐待防止及び治療に関する法律 (The Child Abuse Prevention and Treatment Act : CAPTA)

「子どもの虐待防止及び治療に関する法律」(以下 CAPTA) は、1974 年に連邦議会によっ

¹³ The Washington Post, April 12, 2019. https://www.washingtonpost.com/opinions/the-supreme-court-didnt-ban-corporal-punishment-local-democracy-did/2019/04/11/b059e8fa-5554-11e9-814f-e2f46684196e_story.html

¹⁴ Cynthia Godsoe, *Redefining Parental Rights: The Case of Corporal Punishment*, *Constitutional Commentary* Vol. 32, 281 (2017), University of Minnesota Law School.

て制定された法律（P.L. 93-247）であり¹⁵、アメリカにおける子の虐待の防止と当事者の治療に関する鍵となっている。同法は数次の改正を経ており、最新の改正は 2019 年 1 月 7 日に行われている（P.L. 115-424）。CAPTA は、諸州に対して虐待の予防、診断、捜査、告発及び治療行為を支援するための資金援助とそのためのガイダンスについて規定する。すなわち、同法は、公的機関や NPO が実地プログラムやプロジェクトを実施するための基金を供給することを内容とする¹⁶。さらに、研究や評価、技術的支援及びデータの収集に関する連邦政府の役割も明記されている（この目的のため、The Office on Child Abuse and Neglect や The Child Welfare Information Gateway 等の部局が置かれている¹⁷）。

CAPTA は、「虐待（abuse）とネグレクト（neglect）」及び「性的虐待（sexual abuse）」に関する定義を置く。そこには医療ネグレクトも含まれ、また、売春・買春及び重大な人身取引の犠牲者となった子どもも同法の対象となる（42 U.S.C. 5106g）。

さらに、CAPTA と並行して、Children's Justice Act（以下 CJA）も、特に子どもの性的虐待・搾取事件に関する捜査や告発、司法手続の推進のため、連邦政府による州への基金提供について規定する。毎年 17,000,000 ドルの CJA 基金が 50 の州、ワシントン DC、プエルトリコ、サモア、グアム、北マリアナ諸島、バージン諸島に交付されている¹⁸。

4 虐待、ネグレクト及び監護権に関する手続における子どもの代理に関する統一法（Uniform Representation of Children in Abuse, Neglect, and Custody Proceedings Act : URCANCPA）

統一州法委員全国会議は、2007 年に「虐待、ネグレクト及び監護権に関する手続における子どもの代理に関する統一法（以下 URCANCPA）」を公表した。これは、虐待やネグレクト、あるいは父母の離婚後の監護権の帰属に関する紛争において、どのような場合に子どもの代理人が必要となるか、代理人となった弁護士役割はどのようなものか（通常の依頼人と訴訟代理人という関係の他に、子の後見人という役割も果たすべきか）、子自身の目的とする所がその最善の利益に適わない場合、代理人はどのような基準に基づいて判断すべきか等について、従来、州ごとにまちまちの対応がされていたことに対して、一定の統一的法規範を示し、子の代理人となる弁護士の質を向上させ、合衆国全体において子どもの利益の保護に資することをねらいとしたものである¹⁹。

¹⁵ 42 U.S.C. chapter 67, sections 5101–5116.

¹⁶ 2019 年度の CAPTA の予算は 25,310,000 ドルであり、2019 年 6 月時点で 48 の州とワシントン DC 及びプエルトリコが基金を受給している。

<https://www.acf.hhs.gov/cb/resource/capta-state-grants>

¹⁷ <https://www.acf.hhs.gov/cb/about/organization-structure>

¹⁸ <https://www.acf.hhs.gov/cb/resource/childrens-justice-act>

¹⁹ <https://www.uniformlaws.org/HigherLogic/System/DownloadDocumentFile.ashx?DocumentFileKey=405a3330-7d99-d2b7-7f1d-bdad89bf02c8&forceDialog=0>

この目的のもと、URCANCPA は子どもの代理人の役割及び裁判所が子どもの代理人を選任する場合のガイドラインを明記する。それによって、親の権利の終了や離婚後の監護権等子どもの監護権に直接影響する裁判手続における子どもの代理の向上を図っている。特に、**虐待やネグレクトのケースでは、すべての子について代理人を付けることが求められる**（同法 4 条）。そして、同法の特徴は、子どものための弁護士として、通常の代理人と**子の最善の利益の代理人（a best interests attorney）**の 2 つのカテゴリーを設けたことにある。通常の代理人は、従来通りの弁護士と顧客の関係として子を代理する。しかし、子がある事項について代理を指示することができないか代理を拒否した場合、子の代理人は、子が表明した意思と抵触しない限りにおいて子の最善の利益の代理人としての地位で行動することが可能となる。なお、子自身の表明した意思が子に重大な損害を与える危険があり、代理人の助言にもかかわらず子がそれに固執するときは、通常の代理人は、子の最善の利益の代理人として行動すること又はそのような代理人を別に選任すること等を裁判所に求めることができる（同法 12 条 Alternative A）。

第 2 刑事上の制度

1 親による体罰の刑事責任

アメリカでは、親による体罰も許容の範囲のものであるときは許されると一般に捉えられている（第 1 の 2 参照）。そしてその場合、親は、体罰を行使したことについて刑事責任も免れる。たとえば、マサチューセッツでは、親は、子をしつけるために行使した「弁えのある腕力の行使」について刑事上の責任を問われなかった州最高裁判所の判決が出されている（*Commonwealth v. Jean G. Dorvil*, 472 Mass. 1, 12-13 (2015)）。そこでは、親（又は継親若しくは保護者）は、相当であり、合法的な目的との合理的な関連のあるものであれば、自らが世話をしている未成年の子に対して相応の腕力を行使することが許されるところの法理が示されている。そして、親の刑事責任を問うには、州政府側が、①行使された腕力が不相当なものであること、②行使された腕力が、子の安全の保護又は福祉の増進という目的と合理的な関連性を持たないこと、③行使された腕力が身体的損傷、容貌の著しい劣化、深刻な精神的苦痛を生じさせたか、又は、そのような現実の危険を作り出すものであることのいずれかを立証しなければならないとする²⁰。

2 モデル刑法典（Model Penal Code）

アメリカ法律協会（The American Law Institute : ALI）によって 1962 年に公表された**モデル刑法典**（Model Penal Code.以下 **MPC**）は、合衆国内における刑事法の現代化と標準

²⁰ マサチューセッツは後述 2 のモデル刑法典を採択していない州の一つであるが、同州の裁判所の実務は、子どもの虐待に関し同法典 3.08 条のルールに拠っていることがうかがえる。

化を目指したものである²¹。1962年にイリノイがこの法典を採択し、その後も1963年にミネソタ、ニュー・メキシコ、1967年にニューヨーク、1969年にジョージア、1970年にカンザス、1971年にコネチカット、1972年にコロラド、オレゴン、1973年にデラウェア、ハワイ、ニュー・ハンプシャー、ペンシルベニア、ユタ、1974年にモンタナ、オハイオ、テキサス、1975年にフロリダ、ケンタッキー、ノース・ダコタ、バージニア、1976年にアーカンソー、メイン、ワシントン、1977年にサウス・ダコタ、インディアナ、1978年にアリゾナ、アイオワ、1979年にミズーリ、ネブラスカ、ニュー・ジャージー、1980年にアラバマ、アラスカ、1983年にワイオミングによって採択されている。ただし、カリフォルニアやマサチューセッツ、ミシガン等はMPCを導入しておらず、各州法によっている。

親による子の懲戒については、MPC3.08条に「他者の世話、躾又は安全について特別の責任を負う者による腕力の行使（Use of Force by Persons with Special Responsibility for Care, Discipline or Safety of Others.）」に関する規定が置かれている。同条は、腕力を行使する者が親又は未成年後見人等の場合（1号）の他、教師等（2号）、成年後見人等（3号）、医師等（4号）、刑務所長等（5号）、船舶や飛行機の安全について責任を負う者等（6号）、乗り物や列車等において秩序を維持する権限を法律によって与えられている者等（7号）ごとに区別して、要件を定める。そして、1号の親や未成年後見人らについては、

「親、未成年者の一般的な世話及び監督について責任を負う後見人若しくはこれと同様の者、又はこのような親、後見人若しくはその他責任を負う者の要請によって行動する者が腕力を行使する場合、(a)その腕力が未成年者の保護、又は、未成年者の非行の防止若しくは非行に対する罰を含む未成年者の福祉の増進のために行使され、かつ、(b)その腕力が死亡、重大な身体的傷害、容貌の損傷、過度の身体的苦痛若しくは精神的苦痛、醜悪な劣化を生じさせることを企図し又はこのような結果を生じさせる現実的な危険を知って行使されたのではない場合には、未成年者に対するこのような腕力の行使は、正当化される。」と規定している。そこでは、腕力の行使が合理的なものであること、又は、親がそのような腕力の行使が適切であると信じることにつき合理的な理由があることは、要件とされていない。

ただし、親が、不注意若しくは過失により未成年子の保護若しくは非行の防止等のために体罰が必要であると信じて、腕力を行使した場合には、当該腕力の行使は正当化されない（MPC §3.09(2)）。未成年者に非行等がないにもかかわらず、親らが不注意若しくは過失によって腕力を行使し、未成年者にけがを負わせ又はけがを負わせる危険を作り出した場合も同様である（MPC §3.09(3)）。これらの場合、親によるそのような体罰は犯罪であり、起訴の対象となる。

²¹ https://ia800102.us.archive.org/29/items/ModelPenalCode_ALI/MPC%20full%2028504%20pages%29.pdf. なお、MPCは2017年に量刑に関する修正がされ、新たな条文が公表された（Model Penal Code: Sentencing (MPCS)）。この2017年の修正は、1962年以来初めての公式の改定である。

第3 懲戒に関する州法

1 ニューヨーク

ニューヨークは MPC を採択しているが、州独自の文言による規定を置く。すなわち、同州の刑法によれば、親、後見人又は 21 歳未満の者の世話と監督を委託されたその他の者は、腕力の行使がその躰又は福祉の増進のために必要であると信じる合理的な理由があるときは、その限度で体罰を行うことができるとされている。ただし、死に至るような体罰は許されない (New York Penal Law §35.10(1))。

2 カリフォルニア

カリフォルニアは MPC を採択していない。しかし、カリフォルニアにおいても躰を目的とする子の体罰は、道理的観点から見て、当該状況のもとでそれが必要であり、行使された腕力が弁えのあるものであると判断されるときは、正当化される (People v. Whitehurst, 9 Cal.App.4th 1045 (1992); People v. Checketts, 71 Cal.App.4th 1190 (1999))。

一方、正当化されない体罰とは、残虐若しくは非人道的な体罰又はトラウマ状態となるような傷害を指す (California Penal Code §273d (a))。そして、このような体罰を行った親は、子の虐待の罪に問われることになる。傷害を引き起こした行為が意図的にされたときは、その傷害は故意によって負わせられたものと解される。その場合、親が法律に違反する意図や子を傷つける意図を持っていたことは要しない。

273d 条(a)項による子の虐待は、重罪 (felony) 又は軽罪 (misdemeanor) の犯罪となりうる。すなわち、故意に、子に残虐若しくは非人道的な体罰を行い又はトラウマとなるような傷害を負わせた者は、州刑務所における 2 年、4 年若しくは 6 年の懲役若しくは禁固 (重罪)、又は、カウンティ刑務所での 1 年以下の懲役若しくは禁固、6,000 ドル以下の罰金若しくはその両方 (軽罪) が、科せられる。

3 ロードアイランド

ロードアイランドでも、親の子に対する体罰は違法とされていない。しかし、体罰が子に危害を与えるようなものや虐待に当たる場合には、刑法上の罪に問われる。同州は一般に Brendan's Law として知られる規定を 1996 年に設けており、それにより第 1 級または第 2 級児童虐待で有罪となった者は、重罰を科される (Rhode Island General Laws § 11-9-5.3)。

すなわち、子に重大な身体上の傷害を負わせた者は第 1 級の児童虐待罪、それ以外の身体的傷害を子に負わせた者は第 2 級の児童虐待罪となる。第 1 級児童虐待罪を犯した者は、10 年以上 20 年以下の懲役若しくは禁固及び、10,000 ドル以下の罰金を科される。第 2 級児童虐待罪を犯した者は、5 年以上 10 年以下の懲役若しくは禁固及び 5,000 ドル以下の罰

金を科される。

5 歳以下の子に第 1 級児童虐待罪を犯した者は、最初の 10 年について刑の執行猶予若しくは延期、又は保護観察措置を得ることはできない。また、被告が仮釈放の資格を得るためには、少なくとも 8 年半以上刑に服すべきことを、裁判所は命じなければならない。

以前に第 1 級又は第 2 級の児童虐待罪で有罪判決を受けた者が、第 1 級児童虐待罪の再犯であるときは、20 年以上 40 年以下の懲役若しくは禁固及び 20,000 ドル以下の罰金を科される。第 2 級児童虐待罪の再犯の場合は、10 年以上 20 年以下の懲役若しくは禁固及び 10,000 ドル以下の罰金を科される。

〈参考資料〉

(1) 合衆国憲法の修正提案

SECTION 1 The liberty of parents to direct the upbringing, education, and care of their children is a fundamental right.

SECTION 2 The parental right to direct education includes the right to choose, as an alternative to public education, private, religious, or home schools, and the right to make reasonable choices within public schools for one's child.

SECTION 3 Neither the United States nor any State shall infringe these rights without demonstrating that its governmental interest as applied to the person is of the highest order and not otherwise served.

SECTION 4 The parental rights guaranteed by this article shall not be denied or abridged on account of disability.

SECTION 5 This article shall not be construed to apply to a parental action or decision that would end life.

(2) Model Penal Code § 3.08

§ 3.08. Use of Force by Persons with Special Responsibility for Care, Discipline or Safety of Others.

The use of force upon or toward the person of another is justifiable if:

(1) the actor is the parent or guardian or other person similarly responsible for the general care and supervision of a minor or a person acting at the request of such parent, guardian or other responsible person and:

(a) the force is used for the purpose of safeguarding or promoting the welfare of the minor, including the prevention or punishment of his misconduct; and

(b) the force used is not designed to cause or known to create a substantial risk of

causing death, serious bodily injury, disfigurement, extreme pain or mental distress or gross degradation; or

(2) the actor is a teacher or a person otherwise entrusted with the care or supervision for a special purpose of a minor and:

(a) the actor believes that the force used is necessary to further such special purpose, including the maintenance of reasonable discipline in a school, class or other group, and that the use of such force is consistent with the welfare of the minor; and

(b) the degree of force, if it had been used by the parent or guardian of the minor, would not be unjustifiable under Subsection (1)(b) of this Section; or

(3) the actor is the guardian or other person similarly responsible for the general care and supervision of an incompetent person and:

(a) the force is used for the purpose of safeguarding or promoting the welfare of the incompetent person, including the prevention of his misconduct, or, when such incompetent person is in a hospital or other institution for his care and custody, for the maintenance of reasonable discipline in such institution; and

(b) the force used is not designed to cause or known to create a substantial risk of causing death, serious bodily injury, disfigurement, extreme or unnecessary pain, mental distress, or humiliation; or

(4) the actor is a doctor or other therapist or a person assisting him at his direction and:

(a) the force is used for the purpose of administering a recognized form of treatment that the actor believes to be adapted to promoting the physical or mental health of the patient; and

(b) the treatment is administered with the consent of the patient or, if the patient is a minor or an incompetent person, with the consent of his parent or guardian or other person legally competent to consent in his behalf, or the treatment is administered in an emergency when the actor believes that

no one competent to consent can be consulted and that a reasonable person, wishing to safeguard the welfare of the patient, would consent; or

(5) the actor is a warden or other authorized official of a correctional institution and:

(a) he believes that the force used is necessary for the purpose of enforcing the lawful rules or procedures of the institution, unless his belief in the lawfulness of the rule or procedure sought to be enforced is erroneous and his error is due to ignorance or mistake as to the provisions of the Code, any other provision of the criminal law or the law governing the administration of the institution; and

(b) the nature or degree of force used is not forbidden by Article 303 or 304 of the

Code; and

(c) if deadly force is used, its use is otherwise justifiable under this Article; or

(6) the actor is a person responsible for the safety of a vessel or an aircraft or a person acting at his direction and:

(a) he believes that the force used is necessary to prevent interference with the operation of the vessel or aircraft or obstruction of the execution of a lawful order, unless his belief in the lawfulness of the order is erroneous and his error is due to ignorance or mistake as to the law defining his authority; and

(b) if deadly force is used, its use is otherwise justifiable under this Article; or

(7) the actor is a person who is authorized or required by law to maintain order or decorum in a vehicle, train or other carrier or in a place where others are assembled, and:

(a) he believes that the force used is necessary for such purpose; and

(b) the force used is not designed to cause or known to create a substantial risk of causing death, bodily injury, or extreme mental distress.

(3) New York Penal Law §35.10(1)

The use of physical force upon another person which would otherwise constitute an offense is justifiable and not criminal under any of the following circumstances:

1. A parent, guardian or other person entrusted with the care and supervision of a person under the age of twenty-one or an incompetent person, and a teacher or other person entrusted with the care and supervision of a person under the age of twenty-one for a special purpose, may use physical force, but not deadly physical force, upon such person when and to the extent that he reasonably believes it necessary to maintain discipline or to promote the welfare of such person.

(4) California Penal Code §273d

(a) Any person who willfully inflicts upon a child any cruel or inhuman corporal punishment or an injury resulting in a traumatic condition is guilty of a felony and shall be punished by imprisonment pursuant to subdivision (h) of Section 1170 for two, four, or six years, or in a county jail for not more than one year, by a fine of up to six thousand dollars (\$6,000), or by both that imprisonment and fine.

(5) Rhode Island General Laws § 11-9-5.3 Child abuse - Brendan's Law

(a) This section shall be known and may be referred to as "Brendan's Law".

(b) Whenever a person having care of a child, as defined by § 40-11-2(2), whether assumed voluntarily or because of a legal obligation, including any instance where a

child has been placed by his or her parents, caretaker, or licensed or governmental child placement agency for care or treatment, knowingly or intentionally:

- (1) Inflicts upon a child serious bodily injury, shall be guilty of first degree child abuse.
- (2) Inflicts upon a child any other physical injury, shall be guilty of second degree child abuse.

(c) (d) omission

(e) Any person who commits first degree child abuse shall be imprisoned for not more than twenty (20) years, nor less than ten (10) years and fined not more than ten thousand dollars (\$10,000). Any person who is convicted of second degree child abuse shall be imprisoned for not more than ten (10) years, nor less than five (5) years and fined not more than five thousand dollars (\$5,000).

(f) Any person who commits first degree child abuse on a child age five (5) or under shall not on the first ten (10) years of his or her sentence be afforded the benefit of suspension or deferment of sentence nor of probation for penalties provided in this section; and provided further, that the court shall order the defendant to serve a minimum of eight and one-half (8 1/2) years or more of the sentence before he or she becomes eligible for parole.

(g) Any person who has been previously convicted of first or second degree child abuse under this section and thereafter commits first degree child abuse shall be imprisoned for not more than forty (40) years, nor less than twenty (20) years and fined not more than twenty thousand (\$20,000) dollars and shall be subject to subsection (f) of this section if applicable. Any person who has been previously convicted of first or second degree child abuse under this section and thereafter commits second degree child abuse shall be imprisoned for not more than twenty (20) years, nor less than ten (10) years and fined not more than ten thousand (\$10,000) dollars.

以上